

空き家に 困って いませんか？

放置してしまっている、
活用したいがどうしたらいいかわからない…
そんな空き家はありませんか？

空き家を放置すると…

動物の住処やカビ等で
不衛生な環境に
なったり、火災が発生
するおそれがあります。

維持管理費・
改修費などといった
出費が想像以上に
かさむおそれ
があります！

倒壊して隣家を
傷つけたり、道を
塞いでしまったり、
ご近所トラブルや
治安悪化に
つながります。



まずは危険度check!

危険ポイント	✓
1、屋根が変形している	
2、外壁が剥がれている	
3、家が傾いている	
4、基礎が無い(または玉石)	

危険度をチェックしたら撤去or活用を考えてみませんか。
空き家の具合によって使える補助金が変わります！

補助金種類・活用例

危険度チェックに当てはまった、
管理が困難・活用予定なし

① 除却工事費の補助
上限 **50** 万円



危険ではない元気な空き家、
賃貸or売買を検討中

② 清掃費用の補助
一律 **10** 万円

③ 相続登記費の補助
上限 **5** 万円



補助金①②③くわしくは裏面へ！

① 危険空き家の除却工事費の2/3を補助

上限 **50** 万円

補助対象となる空き家

- ① 町内の建築物（一般的に住宅と呼ばれるもの）
- ② 空き家になり、1年以上経過している建築物
- ③ 延べ面積の1/2以上が生活スペースとされていた建築物
（住宅内の事務所、作業場などは生活スペースから除きます）
- ④ 不良度(危険度)評価点が100点以上の建築物 ※申請後の現地調査にて判定
- ⑤ 公共事業による移転、建替え等の補償契約を締結していない建築物
- ⑥ 対象建築物の周囲5m以内に他者の建築物や危害を及ぼす可能性があること

※受付期間 4月1日～10月30日
※予算額に達し次第、受付終了

よくある質問は
こちら



お問い合わせ先 **紀美野町役場住民課**

☎ 073 - 489 - 5903

〒640-1192 紀美野町動木287(役場本庁1階)

② 家財道具の処分及び清掃費用の補助

一律 **10** 万円

町外からの移住希望者と賃貸借契約または売買契約を締結した方で、家財道具の処分及び清掃を行う場合にその費用を補助します。

※随時募集
※予算額に達し次第、受付終了

③ 相続登記費用の1/2を補助

上限 **5** 万円

相続により空き家の所有者となったが相続登記が済んでいない方で、移住希望者と賃貸借契約または売買契約を締結した方に相続登記費用の1/2を補助します。

※随時募集
※予算額に達し次第、受付終了

②③の補助金交付の条件として、
紀美野町への空き家登録、和歌山県指定の業者で契約手続きが
必須となります。詳細はこちらからご確認ください。



移住定住推進空き家改修事業

契約期間 **10** 年

紀美野町が空き家物件を10年間無償でお借りし、台所・浴室・トイレ等水回りを中心に改修をして移住希望者に貸し出す事業です。

◎10年間、空き家の固定資産税が免除され、町や入居者が空き家を管理します。

◎10年後、入居者や移住希望者と賃貸や売買をすることが可能となります。

※予算の範囲内での改修となるため、建物の状態によりご希望に添えない場合があります。

空き家を活用することで、地域の賑わい創出に繋がったり、家賃収入を得ることができたり、管理が不要になるうえ劣化を遅らせることができたりと様々なメリットがあります。
空き家の管理にお困りで、活用を検討されている方はぜひまちづくり課までご相談ください！

お問い合わせ先 **紀美野町役場まちづくり課**

☎ 073 - 495 - 3462

〒640-1243 紀美野町神野市場226-1(美里支所) ✉ machidukuri@town.kimino.lg.jp